

○ 会 議 録

会 議 名	令和2年度第2回 基山町都市計画審議会			
開催年月日	令和3年3月9日（火）			
開催場所	基山町役場 2階 204会議室			
開閉会日時	開会	14時55分		
	閉会	16時20分		
出席者並びに 欠席者 出席 10名 欠席 0名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	栗野 久明	出	山口 信善	出
	田口 英信	出	天本 富孝	出
	重松 一徳	出	水田 久男	出
	天本 勉	出	日野 春記	出
	宮崎 厚志	出	勝木 博子	出

傍聴者 2名

～14時55分 開会～

発言者：事務局

それでは定刻前ではあるが、皆様お揃いのため始めさせていただく。本日は、田口委員から事前に10分程度遅れると連絡を受けている。基山町都市計画審議会設置条例第7条第2項に基づき、委員の方の2分の1以上の出席があるため、会が成立していることを報告する。また、基山町審議会等の会議の公開に関する規程第3条により本審議会は公開となる。傍聴は2名。それでは、はじめに定住促進課長の亀山よりご挨拶を申し上げます。

発言者：事務局 課長

年度末の公私とも忙しい中にご出席いただき、感謝申し上げます。今年度最後となる都市計画審議会である。本日議題につきましては立地適正化計画、それからその他として地区計画の案件が一つ挙がってきているので、皆様にご報告とご審議をお願いする。皆様ご存じのとおり新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりこの都市計画審議会含め様々な会議に移動の制約がかかり、外部との会議を基本的に行えない中で立地適正化計画の策定を進めてきた。スケジュール通り策定業務を進めていくにあたり、感染拡大を考慮して福岡県から出席される委員や東京の本省との会議をオンラインで開催しており、色んな意味で今回はハードルも高かったが、それだけ中身を吟味して20年後の基山町のまちづくりのために思いを込めて作成してきた。この度、都市計画審議会の中に専門部会を設け、しっかり皆様に議論をいただき最終案が出来上がった。今日の審議会でも最終報告をさせて頂き、議論いただいたうえでご意見を賜りたい。それから基山町では来年度福祉課内にプラチナ社会政策室が立ち上がる予定である。高齢者の数がこれから10年間で増加し、町民総数に対して高齢者の数が増えていくため、それに対応した形で施策を打っていく。都市計画の分野では住宅の着工が徐々に増えてきており、駅前には18年ぶりとなるマンションも建設されている。とはいえ日本全体では人口は減少しており、この立地適正化計画でどこに人口を集中させるか、どうやって人口密度を維持していくか、持続可能なまちづくりをしていくのか、という所をポイントにそういった視点も踏まえて立地適正化計画を策定してきた。本日はきいたんのない意見を頂ければと思う。よろしくご意見申し上げます。

発言者：事務局

次に、委嘱書の交付を行う。令和2年7月20日付けで前任の坂本委員が退任されたため、農業委員会の水田会長に委嘱させていただく。水田さま、ご起立ください。

発言者：水田委員

只今ご紹介に預かりました水田です。今後この審議会に参加させていただくこととなる。よろしくご意見申し上げます。

発言者：事務局

それでは、ここからの議事は栗野会長をお願いします。

発言者：会長

皆様にはお忙しい中にご出席いただき感謝申し上げます。主な議題としては基山町立地適正化計画の最終案のご報告と意見照会ということで伺っている。計画書については色々な意見を受けながら事務局に作成頂いており、これに対し意見を頂きたい。また、もう一つの議題は地区計画についてとなっており、こちらは説明ということである。本日はきたんのない意見を願います。それでは、議題に入る。基山町立地適正化計画について、事務局より説明を。

発言者：事務局

(冒頭に配布資料一式の確認)

まず、資料1「基山町立地適正化計画の策定に関する意見について(照会)」。今回皆様に立地適正化計画策定に対してご意見を頂くためにお集まりいただいた。法律に基づき、計画策定にあたっては審議会の意見を聞くこととなっている。今回文書で照会を行ったものが資料①となる。

それでは具体的に立地適正化計画の説明に入る。資料②「基山町立地適正化計画について」。スライド2番。まず、計画策定の経緯について。前回の都市計画審議会を令和2年5月20日に開催し、この時は令和元年度の進捗状況の報告を行った。6月22日に庁内検討委員会を開催し、検討方針の協議を行った。6月29日、都市計画審議会専門部会を開催。都市計画審議会からは重松委員と天本富孝委員に入っていた。8月に庁内の各課ヒアリングを実施した。9月に国から「防災指針の検討について」の提示があり、これを立地適正化計画の内容に盛り込むよう指示があったため、修正対応を10月から開始。11月には国とオンライン会議を実施し、多数のご指摘をいただいたため、その修正対応を行った。年明けに庁内検討委員会を開催し、1月18日に都市計画審議会専門部会を開催した。こちらは緊急事態宣言中だったこともあり、一部オンライン形式で開催した。また、資料への記載はしていないが、1月13日に基山町議会に原案の説明を行った。1月20日から2月16日までパブリックコメントを実施し、2名の方からご意見を頂いた。内容については別紙資料にて配布しているとおりでである。また、コロナ禍ということで説明会に参加できない方のためにウェブ上で説明動画を公開し、本日午前時点での視聴回数が120回程度であった。2月9日には住民説明会を開催し、5名の参加があった。その後、パブリックコメントの意見を受け、最終案として修正したものを2月18日に庁内検討委員会に報告し、そこでまた少し修正を行い、2月22日に都市計画審議会専門部会を開催した。

次にスライド3番。手元にお配りしている資料「基山町立地適正化計画概要版」。こちらは計画の概要と届出制度についてまとめたものとなっている。こちらは計画を3月中に公表するので4月に全戸配布を行う予定である。

スライド4番以降は概要版をさらにまとめたもの。スライド4番。基山町立地適正化計画における基本理念を「コンパクトで持続可能なトカイナカ 基山町」としている。ここでは「トカイナカ」の部分に対し、どういった意味か分からないといった意見があったため、その説明を記載している。

スライド5番。都市機能誘導区域について。基山町では今回の計画で3カ所の都市機能誘導区域を設けている。1つ目は基山駅周辺。日常生活サービス圏をベースに施設立地状況を踏まえて設定した。エリアとしては、北は12区公民館前の道を挟んだ向かい側から、南はドラッグストア

モリまでのエリアになっている。このエリアでは低未利用地の集約、適正配置や基山町の中心市街地として必要な都市機能の集積を目指すこととしている。なお、パブリックコメントで都市機能誘導区域の設定の仕方を基山駅周辺は駅周辺と商業施設周辺に分けてはどうか、という意見を頂いたが、町としては国が示している都市機能誘導区域の望ましい区域像として、駅やバス停など公共施設から徒歩や自転車で容易に回る設定することができるエリアを設定することが望ましいとされているため、南側の商業施設周辺は鉄道駅がないことから、基山駅周辺と一体的に都市機能誘導区域として設定をしている。

スライド6番。基山駅周辺における誘導施設を挙げている。介護福祉機能として通所型施設、子育て機能として幼稚園・保育所・こども園、商業機能として食品スーパーやコンビニエンスストア・ドラッグストア、医療機能として医療モールや診療所、金融機能としては銀行・信用金庫や郵便局を誘導するよう設定している。こちらは既存の施設となっており、本エリアについてはそれらの維持を目指している。

次にスライド7番。2つ目の都市機能誘導区域として基山町役場周辺を設定している。こちらは基山町役場周辺の公共施設立地状況を踏まえて設定している。既存機能の維持により、基山町の行政文化拠点としての役割を維持し、基山駅との公共交通によるアクセス性強化をしたいと考えている。スライド8番に基山町役場周辺の誘導施設を挙げている。行政機能として役場本庁舎、介護福祉機能として保健センター、金融機能として銀行・信用金庫、教育文化機能として文化ホールと体育館としている。基山っ子みらい館を子育て機能として含めていない理由としては、市街化調整区域に立地していることで都市機能誘導区域に設定できないためである。

スライド9番。けやき台駅周辺の都市機能誘導区域。団地の開発当初はスーパーや銀行、介護施設などもあったが、現状は診療所や薬局、クリーニング店となっており、誘導施設としては数が減っている。こちらは周辺住民の利便性維持のために都市機能誘導区域を設定し、誘導施設を誘導すべきということで設定している。設定については、けやき台駅周辺で施設立地が可能な箇所をベースに設定している。けやき台駅周辺に関しては筑紫野市に大規模商業移設が立地しているため、小規模の都市機能の誘導による利便性向上を目指したいと考えている。スライド10番。けやき台駅周辺で設定している誘導施設としては介護福祉機能として通所型施設、子育て機能として幼稚園・保育所・こども園、商業機能としてコンビニエンスストア・ドラッグストア、医療機能として診療所。このエリアに関しては介護福祉機能、子育て機能、商業機能に関しては新規誘導を図るものとなっている。

スライド11番。居住誘導区域の設定について。将来的な人口推計を基に設定していくこととなるが、設定の考え方としては「居住誘導区域に含めるべき視点」を何点か挙げ、そこから危険なエリアなどを除外するという設定を行っている。スライド12番。まず居住誘導区域に含めるべき視点としては利便性や人口集積、都市基盤整備状況を踏まえ、居住誘導区域のベースとなる区域を抽出する。まず、先に説明した3つの都市機能誘導区域と日常生活サービス圏とあって、駅から800m圏内に位置する施設の利便性を受けられるエリア。加えて、20年後の人口密度が1haあたり25人以上と将来的にも人口集積が見込まれる箇所。また、既に下水道が整備されていてすぐに居住が可能なエリア。この3つの要素を合わせたものがベースとなる居住誘導区域となる。

スライド13番。居住誘導区域から除外すべき視点。まず、災害リスクが指摘されている箇所。こちらは除外するよう考えており、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域については積極的

に居住を図るべきではないため区域外とする。ただし、浸水想定区域については河川改修の実施や避難路・避難施設の整備、避難情報の周知を条件に除外は行わず、居住誘導区域に含めるよう考えている。スライド14番。除外すべき視点の2つ目、住宅以外の土地利用を図るべき箇所について。こちらは都市計画で工業地域となっている箇所、下水道整備時期が未定の箇所については、積極的に居住を図るべきでないため居住誘導区域外とする。また、小中学校や大規模な公園については、既にその他の土地利用が行われており今後変更の予定もないため居住誘導区域外としている。スライド15番。都市機能誘導区域及び居住誘導区域の全体図を載せている。スライド16番。昨年9月に国から防災に関する事項を入れるよう指示があったため、町として防災・減災に向けて取り組むべき事項をまとめている。まずハード面での取り組みとして防災倉庫の創設、防災行政無線の更新、大規模盛土造成地における安全性調査・対策実施。次にソフト面での取り組みとして、浸水想定区域のうち、高島団地周辺及び第8区公民館南側や秋光川河岸浸食想定範囲における早期避難の呼びかけ、鳥栖市避難所への避難が可能な旨の周知、これは弥生が丘の避難所になるが、高島団地の方が避難する際に実松川と秋光川の2つの川を越えて避難する場合がある。その際に川を渡ることが困難であるときには弥生が丘の方に避難ができるよう鳥栖市と協定を結んでおり、その周知を事前にしっかり図るという内容である。「新型コロナウイルス等感染症に備えた避難所運営の手引き」に基づく訓練の実施、これは役場で作成した避難所運営の手引きになるため、避難訓練も役場職員で実施したいと考えている。次に防災訓練の実施、今年度は2月末に2区で実施されており、毎年継続して行いたいと考えている。啓発活動（出前講座等）の実施に関しては現在実施しているものを引き続き行っていく。自主防災組織に対する支援。こちらは自主防災組織の勉強会に出席したり、自主防災組織で防災倉庫を作りたいという時に補助を検討したりといったことを考えている。防災パトロールの実施。これは役場だけでなく、土木事務所や農林事務所とその他関係機関で過去に災害があった箇所やハザードマップでレッドゾーン・イエローゾーンになっている所を事前に点検して回るといった活動となる。災害時の防災協定の締結。既に締結しているものとしては、スーパー等からの食料品、医薬品等の優先提供、自衛隊による災害障害物の撤去・応急復旧等があり、こういったものを引き続き広く締結していきたいと考えている。

スライド17番。防災に関する事項について目標値を設定することとなっており、資料のとおり設定している。防災倉庫の整備箇所数は現在4カ所となっているが、20年後には5カ所増やして9カ所を目標としている。現状の4カ所は第2区公民館、第15区、基山町が設置した分として消防分署横の水防倉庫と、町民会館裏に今年度設置をするため、それを含めて4カ所となる。目標値の9カ所については具体的な場所等はこれから検討していくところだが、浸水想定区域にあたっているような区域を重点的に行うなど今後考えていきたい。避難所運営手引きに基づく訓練の実施。こちらはこれまで実施しておりませんが、今後は年1回を目標に実施していきたい。防災訓練の実施、防災パトロールの実施については毎年1回行っているものを引き続き実施していきたい。啓発活動の実施については、現時点では年間4団体に出席講座を開催しているが、これを1団体増やし、年間5団体に実施したいと考えている。

スライド18番「届出の手引き」。こちらについては立地適正化計画を策定することにより、居住誘導区域外や都市機能誘導区域外に建物を建てる際に届出が必要になってくる場合があるので、その制度について説明したもの。こちらは全戸配布はせず、窓口相談に来た際にお渡しす

るほか、事前に町内の不動産業者に配布したいと考えている。次に別紙資料「届出の手引き」について説明する。別紙届出制度の2ページ。居住や誘導施設などの立地を緩やかに誘導するために都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発の動きを把握するために出していただくものである。届出のタイミングとしては建築工事や開発のための造成を始める30日前までに町長への届出が必要となる。3ページ下部の図。赤く色が塗ってある箇所が都市機能誘導区域となる。例えば、病院を建てる場合には都市機能誘導区域のうち、誘導施設が百貨店となっている箇所については届出が必要だが、誘導施設が病院となっている箇所であれば届出は不要となる。また、都市機能誘導区域外に建てる際は届出が必要となる。その他、都市機能誘導区域の中で誘導施設となっているものを休止・廃止する際は届出が必要。次に5ページ、居住誘導に関する届出について。居住誘導区域で届出の対象となる行為については、3戸以上の住宅の建築を目的とした開発や建築、また1戸や2戸であっても規模が1000㎡以上のものに関しては届出が必要となる。こちらに関しては主に不動産関係の業者が対象になってくると考えている。届出のタイミングについては、30日前までの届出が必要となる。届出の結果、支障がなければ開発工事等に移っていけるが、支障がある場合は必要に応じて勧告やあせんを行う場合がある。これに対し、パブリックコメントで「計画策定に伴う届出制度で強制力はないといわれていますが、調整が不調に終わった場合、勧告ができるようになっており、これがおのずと強制になるのではと考えている」とご意見を頂いております。これに対し、町の回答として「届出制度はあくまで居住や誘導施設等の立地を緩やかに誘導するため、施設や住宅開発等の動きを把握するためのものではあると考えており、積極的に勧告を行うものではない」と回答を行っている。

簡単ではあるが、説明については以上である。

発言者：会長

ただいま事務局から説明があったが、質問や内容について意見があれば。

発言者：委員

第1回都市計画審議会でも配布された概要版の資料では、市街化調整区域の開発について図面で説明がされていたが、今回の資料では削除されている。削除の経緯とこの項目がどこで説明されているかを教えてほしい。

発言者：事務局

11月に計画の素案ができた段階で国との協議を行ったが、立地適正化計画は市街化区域の中を集中させて人口を集めるなどの内容であるため、市街化調整区域の開発については記載しないよう指導を受けた。そのため、あからさまな文言等は削除している。内容が読み取れる箇所としては本編93ページ。市街地の低密度化を防ぐことや若基小学校南側の開発が読み取れるように記載している。124ページ。若基小学校南側の開発を含んだ内容を記載している。135ページ。鉄道駅徒歩圏の人口密度については市街化調整区域も含めた分析となっている。

発言者：事務局

少し補足を。おっしゃるように駅から近い市街化調整区域の住宅政策等も計画に盛り込みたいところではあったが、一方で立地適正化計画の手引きやルールがあり、これは全国統一である。コロナがまだ拡大する前に国土交通省の職員の方にも実際に基山町に来ていただいており、現地を見ただけで本町の事情についてもご理解を頂いている。

発言者：委員

垂直避難をするためにはある程度の高さがある建物が必要であり、高さのあるマンションの管理者等に災害時に避難をさせて頂けるよう事前に話をするなどの取組を検討する必要があるのではないかと。

発言者：事務局

検討する。

発言者：会長

高原川やため池についての浸水がどこまで来るのかを含めた内容に現在はなっていないが、どのように考えているか教えてほしい。

発言者：事務局

パブリックコメントでも高原川が入っていないのではと意見をもらっている。今回の計画は基山町洪水土砂災害ハザードマップを基に作成しているが、このハザードマップは佐賀県が作成したものを基にしており、高原川は県の調査対象外であったため、今回の計画には反映されていない。また、ため池についても現在調査中であり計画に反映されていない。これらは結果が出た後に計画見直しの時に盛り込むことを予定している。

発言者：会長

その他質問はないか。

特になければ、今回は意見照会となっているため、回答の必要があると思うが、事務局。

発言者：事務局

いくつかご意見いただいたので、10分ほどお時間を頂いて答申を作成したいと考えている。

発言者：会長

それではここで休憩をとり、10分後に再開することとする。

(休憩時間)

発言者：会長

それでは再開する。回答について事務局より説明を。

発言者：事務局

それでは回答案について。計画全体としては意義なしということで記載している。計画策定の過程で意見があった部分については付帯意見として記載している。付帯意見の1つ目は、「本町は人口減少、少子高齢化等諸問題の解決に向け、移住定住策や賑わいづくりをはじめとするまちづくり計画を推進している。立地適正化計画は町の発展に寄与するよう特段の配慮を行うこと」。2つ目については特別なご意見ではなかったが、勧告についてパブリックコメントでも懸念があるとの事であったので付帯意見としている。「立地適正化計画において市街化区域内に新たに都市機能誘導区域及び居住誘導区域が設定される。都市再生特別措置法に基づく届け出の提出に対し勧告を行う場合は、事前に具体的な勧告基準を定めるなど適切に運用すること」。3つ目が防災に関して。「立地適正化計画の都市機能誘導区域及び居住誘導区域内に「基山町洪水・土砂災害ハザードマップ」に示された浸水想定区域が含まれている。防災・減災に向けて十分な対策を講じること。」という形で付帯意見についてもまとめている。

発言者：会長

ただいま回答書について説明があったが、これに対し質問等あれば。
なければこれを回答としたいと思うが、どうか。賛同される方は拍手をお願いします。

(拍手多数)

発言者：会長

それではこちらで町長への回答とする。事務局お願いします。

発言者：事務局

先ほどの休憩時間に一点修正のご指摘があったため、お伝えする。

本編 24 ページ。基山町からの通勤・通学先や近隣市町からの通勤・通学の状況を記載している部分になるが、4行目「基山町に通勤・通学する人の住んでいる場所を見ると」となっているが、「住んでいる場所」を「居住地別に見ると」といった表現に修正する。同じく7行目の「住んでいる場所」の部分に対しても「居住地」といった形で併せて修正を行う。

最終版では修正した内容でお出しさせていただく。

発言者：会長

この件について、ご意見等ないか。
ないようなので、次の議題に入る。地区計画について、事務局より説明を。

発言者：事務局

資料3を使用して説明を行う。令和2年12月24日に地区計画申出書の提出があったので報告する。予定地としては基山町立図書館南の道路を西側に進んでいき、秋光川との交差の所、つくし整形外科の横のあたりのエリアになる。面積はおよそ3900㎡。ここを住宅用地として開発したい

という内容で計画が出ている。現状としては令和2年12月24日に提出を受け、現在は県との下協議に向けての資料を作成している所である。地権者は2名おり、2名とも合意済み。農振除外の手続きは12月に終了しており、今後地区計画を進めていく予定。今後の流れとしては早ければ令和3年11月もしくは12月に都市計画審議会に諮ることになると思う。

資料3の2ページ目に提出いただいた申出書を添付している。申出者の嘉賀不動産有限会社が買い取り、戸建住宅を整備し販売を行う予定。3ページ目には現時点での計画図を添付している。あくまで計画段階なので、今後配置等が変わる可能性はあるが、この形で予定されている。6㎡道路が真ん中にあり、突き当りに公園を配置している。隣の農地については今回同意が得られなかったが、先々同意が得られた際に公園を道路にして奥まで住宅整備ができるように突き当りに配置している。なお、現在ゴミ置場等が設置されていないため、今後の協議の中でそういった設備を必須とするように計画を進めていく予定。順調にいけば先にお伝えした通りのスケジュールで審議会に諮るため、その時はよろしく願います。

発言者：会長

事務局から説明があったが、質問等があれば。

発言者：委員

隣の農地はまだ農業をされると思うが、水利関係に加えて消毒の作業がある。消毒のため、ヘリ防除を行う際に既存の住宅の方から苦情を受けている。そのあたりの問題が解消されないことには農業委員会として承諾は難しいと考えている。

発言者：会長

この意見は、事務局より関係部署にも共有すること。

発言者：委員

ここは行政区としては何区になるか。

発言者：委員

この区域は1区になる。

発言者：委員

隣地の方の同意は得られないということだったが、都市計画法では区域の設定は地形地物によるのが通常となっており、当該地周辺の一部を開発することが本来理想的だと思うが、周辺の状況はどうなっているか。

発言者：事務局

隣の方については申し上げたとおり現在は反対されているが、塚原・長谷川線沿いの方については今回の計画地と同じ所有者もおり、概ね同意を頂いていると聞いている。

発言者：事務局

飛び地での地区計画はできないため、今回は当該地のみでさせて頂くということである。

発言者：会長

この地区計画の件に関しては、具体的に計画が進む中で当初の内容から変わったりもするかと思うが、その時に審議して回答することとなるかと思う。その他質問等あれば。

発言者：委員

地区計画を張る場合、今回地権者は2名ということであるが、地権者の数に決まり等はあるのか。また、地区計画に対してある程度面積など区域を固めてといった形で指導を行っていかなければ部分開発のようなものが増えるのではないか。

発言者：事務局

都市計画法上は最低面積の制限はないが、現在佐賀県で地区計画の指針を設けている。これが定められたのは本件が計画された後であったが、佐賀県が新たに定める指針としては5000㎡を目安として最低基準を設けるのが望ましいとしている。一方で基山町においては町長の方針で線引きの撤廃を掲げているが、それは現実的ではないという事で区域の見直しについて現在県と協議中である。その中で小さな単位での地区計画も認めるということで話をしている。ただ、小さすぎてもいけないということで、この度概ね5000㎡の指針を出した。今後は市町村で指針を持ってそれに基づいて行う分に関しては5000㎡未満でも認めるとのことだったため、現在その方針を定める準備をしている段階である。その点については都市計画審議会の方でもご相談をしなければならないと思うが、1000～3000㎡程度で基準を設定したいと考えている。というのも当該地の北側にある憩いの家の近くに調整池があるが、こういった所では5000㎡となると無駄にエリアを広げてしまう可能性もあると考えている。県の指針である5000㎡はもちろん目指していくが、最低基準については今後町で考えたうえで皆様に諮りたい。また、地権者についても人数の制限はないが、少ない方が比較的短期間で物事が進んでいくといった部分はある。ひとまず面積に関しては今後町で基準を定めるつもりである。

発言者：会長

あくまでも都市計画審議会というのは色々な情報を持って審議をしなければいけないと思う。先ほどの地区計画の件に関しては農業委員会の意見や周辺状況の問題等様々な情報を収集し、整理したうえで審議会に提出してほしい。

発言者：委員

基山町の都市計画の推移・経緯についての資料があれば頂きたい。

発言者：事務局

準備して皆様にお配りする。

発言者：会長

最後になるが、皆様特に意見等ないか。
なければ、その他について事務局よりあれば。

発言者：事務局

令和3年度から2年間で都市計画マスタープランの見直しを行いたいと考えている。基山町の都市計画マスタープランは、平成18年に作成しそれから見直しが行われていない状態。見直しをするにあたり、都市計画審議会にもご協力をお願いすると思うのでよろしくお願いする。それと先にも触れたが、令和3年度中に地区計画の基準を策定していと考えている。こちらも委員の皆様にご意見いただきながら進めていきたいと思っている。ご協力のほどよろしくお願いする。

発言者：会長

ここまでで意見があれば。
なければ本日の議事は以上となる。事務局にお返しする。

発言者：事務局

それでは閉会の挨拶を課長の亀山から申し上げる。

発言者：事務局 課長

約2年にわたる立地適正化計画の作成について、回答を頂き、感謝申し上げます。今後3月31日に公表するという形で進めていくが、国の認定等はないため、あくまで町の方で都市計画審議会の意見を頂いたうえで決定をして公表するということになるので、年度末に立地適正化計画を作成、公表ということになる。基山町では平成30年に中心市街地活性化基本計画を定め、翌年に基山町歴史的風致維持向上計画、こちらは国の認定を取った。そして今回3つ目となる立地適正化計画ということで、まちづくり・都市計画系の計画を3つ持っている町は基山町だけとなる。埼玉県の寄居町という所が町で中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画は持っているが、歴史的風致維持向上計画は持っていないということで、年度末に計画が策定されると町では唯一3つの大きな計画を持つ町となる。反面、全国からも注目が高まり、国からも新たなモデル自治体に、といった引き合いも多く出てくる。人口はまだまだ微増という所で30年前ほどの爆発的な伸びは見られませんが、都市計画審議会の中でも今後新たな住宅開発・産業団地の開発ということでご審議いただくことになるかと思うが、ここ10年が勝負だと思っている。基山町の発展のため、立地適正化計画で定めた令和22年を目標に持続可能なまちができるよう、町民・行政が一体となって取り組んでいきたい。

～16時20分 閉会～